



2026年 2 月 18日

各 位

会 社 名 株式会社ポピンズ
代表者名 代表取締役社長グループCEO 轟 麻衣子
(コード番号 7358 東証スタンダード)
問合せ先 取締役専務執行役員CFO兼CCO 田中 博文
(TEL. 03-6625-2753)

連結子会社における受託業務に係る消費税等の処理に関する検討のお知らせ

当社の連結子会社が受託している企業主導型保育事業の運営受託業務に関し、受領する運営委託料に係る消費税の取扱いについて、現在、精査および検討を行っておりますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 事象の概要

当社の連結子会社（以下「当該子会社」）は、企業主導型保育施設の設置法人より運営業務を受託しており、当該設置法人から受領する運営委託料を消費税の課税売上として処理しております。

しかしながら、企業主導型保育事業における運営委託料の消費税の取扱いに関し、令和6年11月に国税庁より質疑応答事例「企業主導型保育施設の運営を委託した場合の消費税の取扱い」が公表（本日現在、当該質疑応答事例は更新されております）され、一定の要件を満たす施設における運営業務受託は非課税取引に該当する旨が示されました。国税庁の同公表内容を受け、こども家庭庁より公益財団法人児童育成協会宛てに事務連絡「企業主導型保育事業における消費税処理について」（令和8年2月9日付）が発出され、さらに同協会を通じて令和8年2月17日に各設置事業者へ同内容が通知されたことにより、当該業務受託に係る消費税の取扱いが改めて示されることとなりました。

当該国税庁の質疑応答事例においては、保育の非課税範囲を定めた「消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」（平成17年3月31日厚生労働省告示第128号）に定める「乳幼児を保育する業務」に該当することを根拠としております。また、こども家庭庁からの事務連絡においては、消費税の取扱いの変更に伴い、設置事業者と受託事業者の間において、委託料の適正な価格設定に向けた協議や見直しを行うべき旨についても併せて言及されております。

これらを受け、当社グループにおける過去の消費税等の申告および処理の妥当性に加え、運営受託契約の価格条件の見直しによる影響等について、現在、精査および検討を開始しております。

2. これまでの会計処理の判断根拠について

当該子会社における運営委託料の会計処理については、平成 17 年度の税制改正時における「平成 17 年度税制改正の概要」（厚生労働省）および「消費税等関係の改正」（財務省）等の資料において、非課税措置の対象として「利用料（保育料）」に係る消費税が挙げられており、当該非課税規定は利用者が支払う対価を対象とするものであると解釈してきました。また、一般に公表されている専門書籍等において、設置法人から受託事業者へ支払われる「委託料」については課税取引であるとの解釈が示されており、実務上も課税処理として取り扱われてきた背景がありました。

これらを踏まえ、前述の告示第 128 号は、保育所の設置者が利用者に提供する役務（保育料）を対象としたものであり、第三者への委託に伴う「運営受託業務」そのものは同告示に定める「乳幼児を保育する業務」には該当しないものと判断し、課税処理を行ってまいりました。

3. 今後の見通し

一般の消費税の取扱いの変更は、企業主導型保育事業全体に共通する構造的な変化であり、これに伴い、当社グループの 2026 年 12 月期以降の業績および財務状況に対し、短期的にはマイナス影響が生じる可能性があります。

一方で、こども家庭庁の事務連絡においては、本件に係る業界の実情を鑑みた、設置事業者と受託事業者の間での「適正な価格設定に向けた協議や見直し」が言及されております。当社といたしましても、当該指針に基づき、各設置事業者の皆様と連携を図りながら、適正かつ持続可能な運営体制の維持に向けた協議を進めてまいり所存です。

現時点では合理的な影響額の算定が困難であるため、今後、開示すべき事項が判明次第、速やかにお知らせいたします。

以上